

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第72号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市地域体育館の体育室及び会議室の使用料の適正化を図るため、これらを次のとおり改定することとしました。

区 分	使用料（1時間につき）	
	改正前	改正後
体 育 室（全 面 使 用）	1,000 <sup>円</sup>	1,200 <sup>円</sup>
会議室（京都市伏見北堀公園地域体育館を除く。）	400	500

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして  
います。

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第72号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第2体育室の項中「1,000」を「1,200」に改め、同表会議室（京都市伏見北堀公園地域体育館を除く。）の項中「400」を「500」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（文化民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）